

日本の基礎年金と諸外国の税方式年金の給付規模の簡易比較

[レート (2005 年): 1 加ドル=84.5 円、1 豪ドル=80.0 円、1NZ ドル=73.8 円]

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド
税負担額 (①) [2005 年度] ※1	約 6.2 兆円	222 億加ドル (1 兆 8759 億円)	208 億豪ドル (1 兆 6647 億円)	53 億 NZ ドル (3910 億円)
国内総生産 (②) [2005 年]	501 兆 4026 億円	1 兆 3714 億加ドル (115 兆 8833 億円)	9660 億豪ドル (77 兆 2800 億円)	1566 億 NZ ドル (11 兆 5570.8 億円)
① / ②	約 1.2%	約 1.6%	約 2.2%	約 3.3%
他の公的年金 制度の有無	2 階あり	2 階あり	2 階あり	2 階なし
高齢化率 [2005 年度] ※3	19.7%	13.1%	13.1%	12.2%

※1 日本以外の国の年金給付は全額税負担。日本の給付総額は、17.2 兆円（基礎年金給付費(12.8 兆円)と旧法によるみなし基礎年金給付費 (4.4 兆円) の合計額) であり、仮に給付総額の 2 分の 1 を国庫負担した場合の対 GDP 比は、約 1.7%になる。

※2 各国の税負担額については、カナダは「Old Age Security」、オーストラリアは「Age Pension」(Widow B Pension 及び Wife Pension を含む。)、ニュージーランドは「New Zealand Superannuation」(課税後の額で補足給付は含めない。)の給付に係る負担額。

※3 高齢化率は、全人口に占める 65 歳以上人口の割合。

(資料出所) 諸外国の給付総額は各国政府の公表資料、各国の国内総生産額は OECD のデータ、高齢化率は国連「Population Database」による。

国民年金保険料の徴収に係る事務コストについて

- 徴収額100円当たりの徴収コスト(試算) (平成15年度)

3.17円

(参考)

- ・ 政管健保・厚生年金 0.13円
- ・ 国税 1.67円

- 国民年金保険料徴収に関わる職員数 (平成18年度)

約2,500人

(社会保険庁全体は17,100人)

この他に、非常勤職員約4,700人

日本・英国・米国における年金被保険者の適用状況と徴収方法等の比較

緑：源泉徴収、黄：個別徴収

日本	イギリス	アメリカ
厚生年金 <保険料> 所得比例【源泉徴収】 ○常用雇用者 (約 3300 万人)	国民保険に強制加入 (基礎年金+国家第2年金) ≪保険料≫ 所得比例【源泉徴収】	OASDIに強制加入 ≪保険料≫ 所得比例【源泉徴収】
国民年金 <保険料> 定額【個別徴収】 ○臨時・パート (約 600 万人) ○5人未満事業所の被用者、家族従業員 (約 600 万人)		
○自営業者 (約 400 万人) (うち所得税の申告納税者は約 350 万人)	国民保険に強制加入 (基礎年金) ≪保険料≫ 定額【個別徴収】 (高収益者) + 所得比例【個別徴収】	OASDIに強制加入 ≪保険料≫ 所得比例【個別徴収】
○無職者 (約 700 万人) (20~64 歳人口の約 8.9%)	任意加入	適用除外

約 1140 万人：16~64 歳人口の約 30%

約 2700 万人：18~64 歳人口の約 15%

【日本と英国・米国の相違点について】

- 英国・米国では、無職者や低所得者を任意加入・適用除外とし、税と年金保険料の徴収対象者が比較的重なっていることから、税務当局が、税とともに徴収を行うことができる。
- 一方、日本では、無職者を含め、20 歳以上の全国民を加入対象とするとともに、給与を源泉徴収されているパート労働者等についても、保険料は個別徴収の対象としているが、これら加入対象者のうち、低収入の被用者（年収 500 万円以下）については、事業主は税務当局に対する源泉徴収票の提出義務を負っていないことから、税務当局は、この層を把握できていない。

運用基盤等の充実・強化のための取組み

平成

- 9年1月:基礎年金番号の導入
- 12年4月:地方事務官制度の廃止
- 14年4月:市町村における徴収事務を国に移管（全国統一的な事務執行が可能）
- 16年2月:コンビニ納付の導入
 - 3月:年金加入記録のお知らせ（58歳通知）、年金見込額の提供の実施
 - 10月:市町村からの所得情報の取得
強制徴収の実施
- 17年4月:若年者納付猶予制度の創設
口座振替割引制度の導入
 - 10月:裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）の実施
- 18年3月:インターネットを活用した年金加入記録の提供
 - 7月:多段階免除制度の導入
 - 8月:年金記録相談の特別強化
- 20年2月:クレジットカード納付の導入
 - 4月:「ねんきん定期便」の実施による保険料納付実績の通知
未納者に対する短期の国民健康被保険者証の交付など国保との連携
- 23年1月:社会保険オンラインシステムの刷新
 - 4月:住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所情報等を取得。
これにより、届出処理を省略
- 23年度中:社会保障カード（仮称）の導入

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (口座振替率)
 - 16年度末 17年度末 18年度末
 - 37% → 40% → 40%
 - 651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
 - (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
 - (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状(手紙)

H17年度 3,418万件
H18年度 1,863万件

電話

H17年度 823万件
H18年度 545万件

戸別訪問(面談)

H17年度 1,774万件
H18年度 1,627万件

集合徴収(呼出)

H17年度 1,952万件
H18年度 1,143万件

度重なる
督促にも
応じない

強制徴収の実施 □ 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60
万件実施可能
な体制を構築

質の向上
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
- (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間は保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の週及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

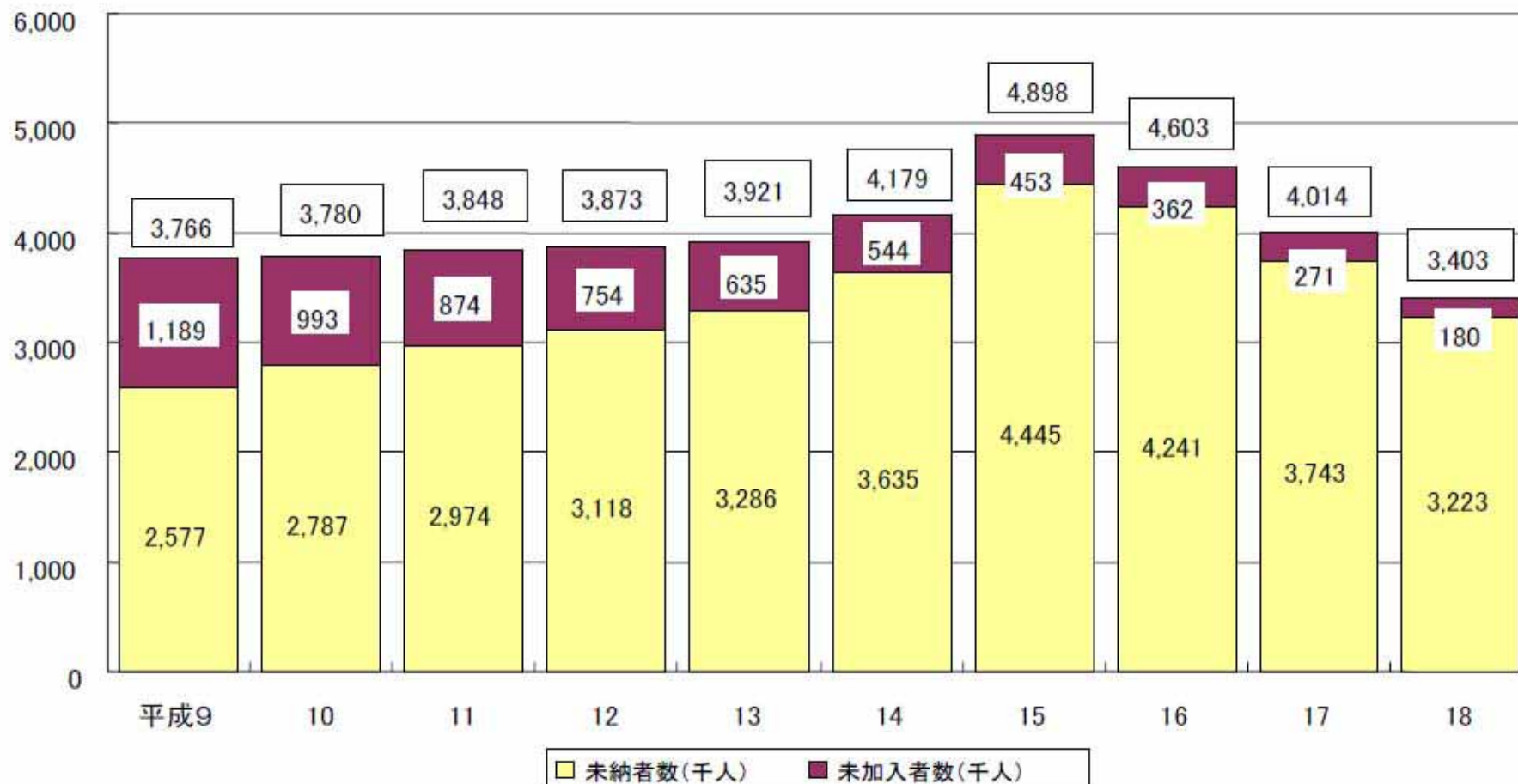
保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～18年度)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。